

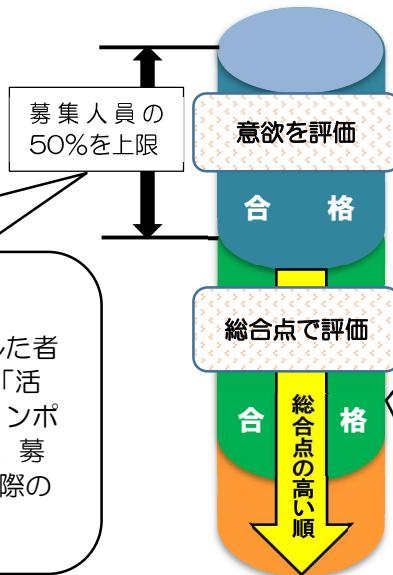
大阪府公立高等学校入学者選抜の方法

○ 特別入学者選抜

«面接を実施する場合（ステップスクールを除く）»

<Step 1>

学力検査の成績が、府教育委員会が定める基準に達した者の中から、A=面接、B=自己申告書、C=調査書の「活動/行動の記録」を資料として、「学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）」に最も適合する者から順に、募集人員の50%を上限として合格者を決定する。その際の評価の比率は、A:B:C=2:1:1とする。



<Step 3>

第一手順による合格者を除き、総合点の高い者から順に、募集人員を満たすまで合格とする。

<Step 2>

学力検査

教科	国語	社会	数学	理科	英語	学力検査の成績 (①)
配点	45点	45点	45点	45点	45点	225点

調査書

9教科の評定は各25点（3学年の評定×3倍+2学年の評定×1倍

+1学年の評定×1倍）とする。

（9教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語）

調査書の評定 (②)

225点

総合点

高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定したタイプにより、「学力検査の成績 (①)」と「調査書の評定 (②)」にそれぞれの倍率をかけて合計し、総合点を算出。

タイプ	学力検査の成績 (①) にかける倍率 (点数)	調査書の評定 (②) にかける倍率 (点数)	総合点	【参考】
				学力検査の成績：調査書の評定
I	1.4倍 (315点)	0.6倍 (135点)	450点	7 : 3
II	1.2倍 (270点)	0.8倍 (180点)		6 : 4
III	1.0倍 (225点)	1.0倍 (225点)		5 : 5
IV	0.8倍 (180点)	1.2倍 (270点)		4 : 6
V	0.6倍 (135点)	1.4倍 (315点)		3 : 7